



### <提出書類について>

Q4. 出願手続補助の場合、具体的にどのような書類を提出すればよいか教えてください。

A4. 提出書類について、以下のリストをご参照ください。

### <共通書類>

様式第6 別紙1-1	(複数案件ある場合は) 案件別に入力
様式第6 別紙2	(複数案件ある場合は) 合算して入力
国内代理人へ支払った事実 が確認できる書類	請求書に基づき、支払った際の、送金計算書・送金実行通知書等 ※領収書で代用することも可能
国内代理人への正式依頼・ 発注メール	交付決定後、国内代理人へ作業を正式に依頼・発注した日が確認でき るメールのやり取りの写し (PDF)
<b>※応募申請内容と異なる方 法で外国出願を行った場合 のみ</b> 様式3-1「INPIT 外国出 願補助金に係る補助事業計 画変更(等)承認申請書」 および 応募申請時より変更 して外国出願した内容を記載 した資料	様式3-1については、本来、応募申請時と異なる内容での出願をさ れた場合、判明時点で提出が必要な書類になりますので、提出されて いない方は必ず「INPIT 外国出願補助金交付要綱」をご確認の上、作 成、ご提出ください。 対象例としては、特許出願の際に応募申請時と異なった内容のクレ ームでの出願や、バイパス出願を行うケース、商標においてはトレード 図形に文字を追加したり、基礎出願にない区分や指定商品を追加、変 更している場合などが対象となります。 なお、様式3-1に加えて、応募申請時より変更して外国出願した内 容を記載した資料については、その事実がわかる資料(任意様式)を ご提出ください。

<特許・実用新案・意匠（ハーグ以外）・商標（マドプロ以外）出願>

1. 外国特許庁等からの出願受理通知書等	出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの
2. 出願書類一式	願書を含む
3. 請求書（国内/現地）	国毎、費目毎（庁費用、国内代理人費用、現地代理人費用、翻訳料）に内訳を明記（使用したレートを記載）。 ※翻訳費用は「単価×ワード数」を明記
4. 銀行等の送金計算書・送金実行通知書	請求書に基づき現地代理人へ支払った事実が確認できる書類（送金日、送金元/送金先の名称、送金レートの記載があるもの）
5. 庁費用が確認できる書類 （領収書・庁発行の公式な料金表等）	出願手数料、審査請求料等、現地通貨での金額が確認できるもの
6. その他の経費が確認できる書類	DHL 等の国際郵便、委任状公証認証等の金額が確認できる請求書や領収書等

<意匠（ハーグ）出願>

<p>■日本国特許庁経由で出願した場合</p> <p>1. 日本国特許庁発行の ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則第 13 規則(1)に基づく日本国特許庁発行の通知</p>	出願後、2,3 週間経って、日本国特許庁から送られてくる書類 （出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの）
<p>■WIPO に直接出願した場合</p> <p>1. 「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」</p>	出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの
2. WIPO 発行の「国際登録証明書」 (CERTIFICATE OF REGISTRATION)	出願番号記載の書類。実績報告提出時点で受領していない場合は、手元に届き次第提出
3. 国内代理人請求書	WIPO の費用は、基本手数料と国別手数料とに分けて国毎に明記(使用したレートを記載)
4. WIPO への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書 ※予納口座からの支払い、クレジットカード払いの場合は支払明細	※送金日、送金元/送金先の名称、送金レートが確認できるもの
5. WIPO 発行の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)	※クレジットカード払いの場合は発行されない

<商標（マドプロ出願）>

<p>■日本国特許庁経由で出願した場合</p> <p>1. 日本国特許庁発行の 「商標法第 68 条の 3 第 3 項に基づく通知」</p>	<p>出願後、2, 3 週間経って、MM2 と共に日本国特許庁から送られてくる書類</p>
<p>2. (特許庁の印が入った) MM2 ( APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION UNDER THE MADRID PROTOCOL)の写し</p>	<p>出願した際の MM2 に特許庁の受領印が押された書類で、出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの</p>
<p>■電子出願の場合</p> <p>1. MM2 ( APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION UNDER THE MADRID PROTOCOL)の写し</p>	<p>出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの</p>
<p>2. WIPO 発行の国際登録証明書 (CERTIFICATE OF REGISTRATION)</p>	<p>WIPO の出願番号が確認できるもの ※実績報告書の提出時に間に合わない場合は「実績報告書」の出願番号の欄に「報告日現在出願番号」と記載し、手元に到着次第提出</p>
<p>3. 国内代理人請求書</p>	<p>WIPO の出願費用は一括ではなく、WIPO の基本手数料と国別手数料とに分けて国毎に明記(使用したレートを記載)</p>
<p>4. WIPO への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書</p>	<p>送金日、送金元/送金先の名称、送金レート等が確認できるもの</p>
<p>5. WIPO 発行の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)</p>	<p>WIPO への支払額が確認できるもの ※クレジットカード払の場合は発行されない</p>

Q5. 中間手続補助の場合、具体的にどのような書類を提出すればよいか教えてください。

A5. 提出書類について、以下のリストをご参照ください。

<共通書類>

様式第6 別紙1-2	1申請案件毎に作成
様式第6 別紙2	1申請案件毎に作成（【明細表2】は1行目のみ入力）
国内代理人へ支払った事実が確認できる書類	請求書に基づき、支払った際の、送金計算書・送金実行通知書等 ※領収書で代用することも可能
国内代理人への正式依頼・発注メール	交付決定後、国内代理人へ作業を正式に依頼・発注した日が確認できるメールのやり取りの写し（PDF）

<出願審査請求>

1. 外国特許庁へ審査請求手続を行ったことが確認できる書類	出願人・出願番号・審査請求日等が確認できるもの
2. 請求書（国内/現地）	国毎、費目毎（庁費用、国内代理人費用、現地代理人費用、翻訳料）に内訳を明記（使用したレートを記載）。 ※翻訳費用は「単価×ワード数」を明記
3. 銀行等の送金計算書・送金実行通知書	請求書に基づき現地代理人へ支払った事実が確認できる書類（送金日、送金元/送金先の名称、送金レートの記載があるもの）
4. 庁費用が確認できる書類（領収書・庁発行の公式な料金表等）	審査請求料、他支払った手数料（例、補正書提出料）について現地通貨での金額が確認できるもの
5. その他の経費が確認できる書類	DHL等の国際郵便、委任状公証認証等の金額が確認できる請求書や領収書等

<中間応答手続>

1. 外国特許庁へ中間応答手続を行ったことが確認できる書類	出願人・出願番号・中間応答手続日・中間応答内容等が確認できるもの
2. 請求書（国内/現地）	国毎、費目毎（庁費用、国内代理人費用、現地代理人費用、翻訳料）に内訳を明記（使用したレートを記載）。 ※翻訳費用は「単価×ワード数」を明記
3. 銀行等の送金計算書・送金実行通知書	請求書に基づき現地代理人へ支払った事実が確認できる書類（送金日、送金元/送金先の名称、送金レートの記載があるもの）
4. 庁費用が確認できる書類 （領収書・庁発行の公式な料金表等）	支払った手数料（例、補正書提出料）について現地通貨での金額が確認できるもの
5. その他の経費が確認できる書類	DHL 等の国際郵便、委任状公証認証等の金額が確認できる請求書や領収書等

<レートについて>

Q6. 国内代理人が現地代理人に支払う前に当社に請求書を発行した場合等、請求書に記載されているレートと、その後実際に現地に支払った際のレートが異なっている場合は、実績報告書はどちらのレートを適用されますか。

A6. 原則として送金日のレートを適用します。ただし、レートが複数存在する場合は、安い方のレートを適用して計算してください。

Q7. マドプロ出願で、WIPO への支払いを予納口座から支払った場合のレートは、どの時点のレートが適用されますか。

A7. 原則として、口座入金時のレートを適用します。ただし、入金日と引き落とし日が1週間以上離れている場合は、引き落とし日のレートを適用して計算してください。

Q8. 見積書の時点で設定したレートより実際に出願した際のレートが上がり、実績額が交付決定額よりも高くなりました。この場合は、補助金は実際にかかった金額が支払われますか。

A8. 交付決定額より実績額が高くなっても、交付決定金額を上回った金額での補助金の支払いは行いません。

<その他>

Q9. 日本語以外の言語で記載された書類〔英語以外〕、例えば受領書や請求書等は、そのまま提出することは可能ですか。

A9. 実績報告書の確認事項である、出願日、出願番号、出願人、出願費用内訳等の項目名等は、簡単に結構ですので、日本語訳（当該項目の内容がわかるよう手書きで加筆でも可）が必要です。なお、この日本語訳について発生した翻訳費用は助成対象外となります。

Q10. やむを得ない事情で、国内代理人と現地代理人の間に第3国の代理人（または国内を2か所）を仲介した場合、すべての代理人費用は助成対象になりますか。

A10. 本補助金では基本的に代理人は国内1か所、現地1か所と定めております。よって、国内代理人と現地代理人の間に第三国の代理人（以下「仲介業者」という）を介して現地代理人に出願手続きを委任するケースの場合は、仲介業者の手数料は助成対象となりません。あらかじめご承知おきください。

以上